

研 修 会 細 則

第1章 研修会

第1条（研修会への出席義務）

会員は、所定の研修会に出席して実技及び学科などの研修を、また学科テストのあるときはそのテストを受けなければならない。

第2条（会の成立）

1. 実技研修会は、原則として1月、2月、8月を除く各月1回管理委員会において決定した研修会会場において行う。尚、研修会会場の都合及び天候などにより変更することができる。
2. 実技研修会においてコースの状態等により、競技の遂行に著しく支障のある場合は、役員会の決定によりその月の研修会を取り止めることができる。但し、コース使用が可能な限りプレーを続行する。

第3条（欠席）

研修会の欠席については次の通り扱う。

1. 実技研修会を無断で欠席した場合は、罰金 3万円を課すとともに、次月の実技研修会への出場を停止する場合がある。
2. 実技研修会当日に合理的な理由なく欠席を申し出た場合は、罰金10,000円及び各ゴルフ場所定のキャンセル料相当分を課す。合理的な理由がなくNRLした場合10,000円を課す。
3. スタート表発送後の欠席者には 罰金5,000円及び各ゴルフ場所定のキャンセル料相当分を課す。但し、病気、ケガ等により医師の診断書を提出した場合は罰金を課さない。
4. 予めの欠席は、実技研修会開催日の1ヶ月前までに申出た場合に限り罰金はなしとする。

第4条（遅刻）

実技研修会の所定時刻に遅刻した者は失格とする。但し、所定時刻後5分以内にプレーできる状態で到着した場合は第1ホール2打罰として競技を認める。競技失格者でもプレーのみ許すことがある。

第5条（変更手続き）

研修生は常に本人の住所 電話番号、所属先等を明確に事務局に通知しておかなければならない。これ等の変更は次の手続きを行わなければならない。

- ① 住所、電話連絡先は変更の都度書面(FAX通信を含む)により事務局に通知する。
- ② 所属先を変更する場合は、新しい所属先の代表者又は支配人の押印を得た書面を事務局に通知しなければならない。連盟非会員に移籍の場合で、第6条の猶予期間手続きを行わなかったときは、直ちに会員資格を抹消する。

第6条（所属先のない者の扱い）

- ① 所属先が転廃業等で本人の意志にかかわらず所属先がなくなった場合は、次の所属先が定まるまで6ヶ月を連盟所属扱いで、研修会参加を認める。
- ② 本人の意志により、又は解雇により所属先がなくなった場合は、その事情により前①項の扱いを行うことがある。但し、本人の不都合により退職又は解雇された場合はこの限りでない。

第7条（研修会員役員会）

研修会に会員の代表機関として研修会員役員会を置く。

- ① 役員会会長は、会員からの立候補者を募り決定する。

立候補者が複数の場合は投票とし、立候補者がいない場合は、会長が選任する事が出来る。

- ② 役員は会長が選任し、管理委員会の承諾を必要とする。

役員は会員に対し、指導監督することができる。

- ③ 役員会を構成する役員(会長、副会長2名、幹事5名)は研修生の代表としてその模範となり、率先して会員の良き指導者とならなければならない。

- ④ 役員の任期は2年とし、欠員が生じた場合は補充することができる。

第8条（他の競技会への出場）

管理委員会が認めた他の競技会と研修会が重複する場合、本人が当該月研修会及び競技会前に希望し届出れば、当該月研修会の成績に振替えることができる。振替えの方法は、他の競技会の第1日目のスコアを採用することとし、両会場の距離とコースレートを比較検討して決定する。

第2章 資格認定プロテスト

((社)日本プロゴルフ協会の資格認定プロテスト(以下プロテスト)は年1回行われ、当連盟への出場者数割当は日本プロゴルフ協会への登録者数に応じ、その都度割当人数が定められる。)

第9条（プロテスト受験資格者の選出）

- ① 月例研修会は、プロテスト予選を兼ねる。年間公式開催回数(9回)の成績(9回の成績の内ベスト7回の合計)の上位者よりプロゴルフ協会の定める規定にかなっている者を選出する。
但し、この選出方法は役員会の建議により変更することができる。
- ② プロテスト受験資格を得たものは、当連盟の名誉のために全力を傾注するとともにテスト、練習ラウンドを問わず会員として真摯な態度で望まなければならない。

第10条（プロテスト合格者）

- ① 合格者は(社)日本プロゴルフ協会の正会員として、入会手続きをとらなければならない。
- ② プロテストに合格し正会員となった者は、自動的に研修会会員資格を失う。
- ③ プロゴルフ協会入会後も研修会出身プロであることを自覚し、後進の育成に努めるとともに研鑽を重ね一層の飛躍を期さなければならない。

第3章 罰 則

(会員が、研修会会則第2条の目的事項及び細則に定める各項に違反する行為があるときは、研修生役員会の協議を経て、管理委員会において罰則規定を適用することができる。)

第11条 (罰則の種類)

罰則は、研修生について、① 譴責 ② 出場停止 ③ 除名 の三つとする。綱紀粛正テスト生については、① テスト受験停止 ② 合格取消 の二つとする。

第12条 (罰則の適用)

罰則の適用は、研修会役員会において協議し、その具申に基づいて管理委員会が決定する。

- ① 研修会を無断で欠席したもの
- ② 入会テストにおいて不正行為のあったもの
- ③ 研修会において不正行為のあったもの
- ④ 病気、怪我などによる長欠者(3ヶ月以上)で治癒しているにも拘わらず研修会に不出場のもの。
- ⑤ 研修会の名誉を著しく汚す行為を行ったもの。
- ⑥ その他罰則適用が相当と認められるもの。

第13条 (細則の改訂)

本細則の改訂は、管理委員会の議決による。

第14条 (細則の実施)

本細則は、平成11年4月1日より実施する。

平成26年11月25日 一部改訂

平成27年 3月 1日 一部改訂

入会手続き及び会費の細則

1. 入会テスト

入会を希望する者は「入会テスト」を受け、合格しなければならない。

2. 受験資格

連盟会員に在籍する者で満16歳以上58歳までの者とする。

3. 申込み

入会テストを希望する者は、研修会入会テスト申込書に記名押印し申込みものとする。

推薦者として所属する連盟会員の代表者又は支配人の記名押印を受け、受験料5,000円を添えて申込みものとする。

4. 合格基準

① 実技テストは、18ホールズ・ストロークプレーの成績が使用コースのコースレート+12ストローク以内を合格とする。但し、コースレートは管理委員会で決定する。

② 学科テストは実技合格者に課し、また管理委員の面接テストを要する。

5. 合格者の入会

① 入会テスト合格者は、研修会入会申込書に所属先連盟会員の代表者又は支配人の記名押印を受け、連盟理事長宛に誓約書及び入会金30,000円を添えて入会申込みを行わなければならない。

② 前項の手続きを完了した者は、研修会に出場する資格を得る。

6. 会費

研修会費は年24,000円とし、毎年3月31日までに前納しなければならない。

年度中途の入会者は $(24,000円 \times 1/12 \times \text{年度末までの残存月数})$ により一括納入するものとする。

7. 登録料

フリー登録会員の登録料は年48,000円とし、毎年3月31日までに前納しなければならない。

年度中途の入会者は $(48,000円 \times 1/12 \times \text{年度末までの残存月数})$ により一括納入するものとする。

8. 実施期間及び改訂

この細則は平成11年4月1日から実施し、改訂は連盟理事会の承認を経て管理委員会が行う。

平成17年11月 日一部改定。

平成19年5月 日一部改訂

中部ゴルフ練習場連盟 研修会 運営規程

会員は研修会の主旨を理解し、円滑な運営に協力することを義務とする。
会員一人ひとりの意識を高め、自主運営型の研修会を行うために役員会は、会員の意見を反映した運営に努力すること。

第1条（研修会への出席義務）

- ① 原則として総ての研修会に出席する義務を負う。
- ② 実技研修会の最低義務回数は、年間公式開催回数より2回を差引いた回数(例 9回中7回)とする。但し、この回数は研修生役員会の協議により変更することができる。
- ③ ミーティングの最低出場義務回数は、年間開催回数の1/2以上とする。

第2条（運営）

- ① 研修会の円滑な運営を図るため、実技研修会当日は、会員の中から受付係、スタート係、集計係の担当を決める。
 - ② 受付スタート係、集計係の担当は、前回の欠席者、遅刻者、失格者、NR、前回スコアー下位者の順番で決める。
 - ③ スタートの組合せは、上記の順に従いINコースから早いスタートとする。但し、受付スタート係はINコースの最終組、集計係はINコースの最初の組とする。
 - ④ 会員同志に限らずゴルフ場、連盟関係者に対する挨拶を励行する。
 - ⑤ 一般プレーヤーの模範となり、ゴルフ場から苦情の出ない(喜ばれる)研修会を目指しルール、マナー、エチケットの向上に努める。
- (例)イ. 服装はスポーツマンらしく端正に、上衣着用義務があるゴルフ場には入館時から着用すること。表彰式、パーティ時にも着用する。
- ロ. 連盟が発行する身分証は常時携帯すること。ゴルフ場では受付サインの際に必ず身分証明書を提示し、挨拶をすること。当地方のゴルフ場は、プロ、研修生のプレー代を優遇する所が増えているが、全てではない。優遇料金はゴルフ場の好意であることを忘れてはならない。
- ハ. 交通渋滞は遅刻の理由に認められない。早めに集合する。
- ニ. プレー時の着帽は安全対策上のマナーである。プロテストの場合は無帽の出場が認められない。

第3条（欠席）

病気、怪我等やむを得ない事由により研修会を欠席する場合は、研修会当日3日前までにその旨を明示して事務局に届け出る。2日前以降届け出る場合は、その旨明記し所属先の代表名又は、支配人の押印を受けた欠席届けを事務局に提出しなければならない。
(上記手続きにより、研修会細則 第3条 第2項・3項の罰則を課さない場合がある。)

第4条（プレーの遅延）

各プレーヤーは、ハーフ2時間以内のラウンドを努力目標とする。特にトップスタートの組は、後続

組の進行を考え素早いプレーに徹すること。

第5条（罰則）

・実技研修会においてはプレーの円滑な進行を図るとともに、研修生としてのエチケット・マナー向上に努めなければならない。これに著しく背反した場合には、ペナルティーを課すことがある。

・ドレスコードについては、年間を通じてプレーザーを着用又は持参しなければならない。違反した場合は罰金 3,000 円を徴収します。

第6条（他の公的事由のスコア採用）

研修会主催及び管理委員会の認めた他の競技会へ出場し、研修会を欠席する場合、その競技会が18ホール以上の場合、最初の18ホールのスコアを当該研修会の成績とする。

第7条（PGA資格認定プロテストの選考）

- ① 年間成績は、毎年1月から12月の間に開催した年間公式開催回数(9回)の成績から、悪い成績の2回を除外した最低義務回数(7回)の成績をもって集計する。
- ② 天候などの理由により年間公式開催回数(9回)の研修会が行われなかった場合は、実技研修会の最低義務回数(7回)の上位スコア合計の上位者より選考する。
- ③ 成績合計がタイの場合には、
 1. 出場回数を重視し、タイであっても研修会出場回数が多い者を上位とする。
 2. それでもなおタイの場合は、除外した2回の成績の良い方を比較して決定する。
 3. それでもなおタイの場合は、12月(最終回)の成績から遡った月の成績の良い方を比較して決定する。以上の決定方法詳細は別に定める。
- ④ ミーティングの最低出席義務回数に満たない者は、選考から除外することがある。

第8条（会計）

- ① 研修会会費は、毎年3月31日までに一括納入を原則とし、年度途中の入会者は(年会費×1/12×年度末までの残存月数)により前納しなければならない。
- ② 期日までに納入がない場合は、研修会会則第10条(罰則)を適用することがある。
- ③ 月例研修会の成績には、罰金を課すとともに賞金を授与する。
 - ・ストローク罰金は役員会で決定し、管理委員会の承諾を必要とする。
 - ・アンダー賞、ホールインワン賞、アルバトロス賞などの賞金。以上の詳細は別途定める。
- ④ 連盟事務局は所定の会計収支について、新年度入り後2ヶ月以内に 管理委員会へ報告するとともに、研修生に報告するものとする。

第9条（競技ルール）

- ① JGA規則及びPGA競技規則による。
- ② 研修会における競技ルールの裁定者は研修会役員会とする。

第10条（附則）

本運営規程の変更、追加は管理委員会の議を経て行う。

第11条（改訂の実施期間）

本運営規程は、平成11年4月1日より実施する。

平成19年 5月 1日 一部改訂

令和6年12月12日 一部改訂